

(No.11)

1. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日建設省河政発第52号、建設省河川局長通達)
の記の五の1(10)

五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について

1 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について

(10) 第三十条第二項(完成前の許可工作物の一部使用の承認)の審査基準について

完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、当該工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施工方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができるものであること。

- ① 使用をしようとする部分について、法第三十条第一項の完成検査の例により検査を受け、当該検査に合格したものであること。
- ② 一部使用することによる河川管理上の支障が生じないような必要な措置が講じられていること。
- ③ 一部使用しようとする目的が、当該工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。